

宅地建物取引業者に対する行政処分について

平成29年7月6日

東京都都市整備局住宅政策推進部不動産課

被 処 分 者	商 号	●●●
	代 表 者	●●●
	主たる事務所	●●●
	免許年月日	●●●
	免許証番号	●●●
聴 聞 年 月 日	平成29年6月13日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止15日間	
業 務 停 止 期 間	平成29年7月24日から同年8月7日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第65条第2項第4号 (報告命令の拒否による業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法（以下「法」という。）違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、平成28年11月9日付けで、自ら契約当事者として、栃木県那須塩原市所在の土地を譲り渡し、同市所在の別の土地を譲り受ける旨の土地交換契約を締結した。この業務について、平成29年1月から同年3月までの間に、計3回にわたり、法第72条第1項の規定に基づく報告のための来庁を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかった。</p> <p>このことは、法第65条第2項第4号に該当する。</p>	